

介護保険 負担割合証の更新

要支援・要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者の方に「介護保険負担割合証」を7月上旬に送付します。負担割合証には、介護サービスを利用した際の利用者負担の割合が所得などに応じて記載(1割、2割、3割)されていますので、介護保険サービスを利用する際は提示してください。

※負担割合証の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

※有効期限の切れた割合証は、個人情報を含むため、ご自身で破棄するか、高齢者支援課か五日市出張所の窓口へ返却してください(市民ポストに入れないでください)。

介護保険料額 決定通知書を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)を対象に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。介護保険料の納め方など詳しくは、通知書をご覧ください。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

介護教室(講演会) 「健康寿命を 延ばしましょう① 〜運動の大切さ〜」

健康寿命を延ばすには運動と食事が大切です。今回は運動がテーマです。

▽日時 7月24日(水) 午後1時30分〜3時

▽場所 あきる野ルピア3階産業情報研修室

▽講師 理学療法士

▽対象 市内在住・在勤の方

▽定員 30人(申込み順)

▽申込み方法 電話で申し込んでください。

▽申込み 中部高齢者はつらつセンター(☎550・6101)

▽問合せ 高齢者支援課高齢者支援係

さい。

※負担割合証の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

※有効期限の切れた割合証は、個人情報を含むため、ご自身で破棄するか、高齢者支援課か五日市出張所の窓口へ返却してください(市民ポストに入れないでください)。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

令和元年度 介護保険料額の軽減



10月の消費税引上げにともない、住民税非課税世帯である65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料額を軽減します。介護保険料額決定通知書(納入通知書)は軽減後の保険料額を記載しています。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

高齢者のための 法律相談会(予約制)



財産や遺産のことなど、専門家に相談できます。家族からの相談も受け付けます。

▽日時 7月26日(金) 午後2時

高齢者げんき応援事業

65歳以上の方を対象とした事業です。詳しくは、お問い合わせください。

※受付時間：平日午前9時〜午後5時

オレンジカフェあきる野

認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄り医療や介護の専門職などと世間話・相談をしながら交流を深める場です。

▽期日

- 萩野センター：毎月第1木曜日
- 五日市センター：毎月第2月曜日
- 開戸センター：毎月第3水曜日

▽時間 午後1時30分〜3時

▽費用 1回200円(お茶代)

▽その他 専門職の参加日は各センターにお問い合わせください。

開戸センター (☎550・2755)

▽健康麻雀(役・点数計算) 教室

●日時：毎月第2・第4火曜日 午後1時〜3時

●費用：1回500円

▽持ち物 筆記用具

▽講師 センター職員

▽定員 16人(申込み順)

五日市センター (☎533・0330)

▽お菓子のマカロンみたいな携帯小物入れ

●日時：7月17日(水) 午後1時30分〜3時

●費用：千円(材料費別)

●講師：上原朝子さん(クラブトバンドエコロジー協会認定講師)

●定員：10人(申込み順)

萩野センター (☎550・2722)

▽ペットボトルリメイク(二輪挿し)

●日時：7月29日(月) 午前10時30分〜11時30分

●費用：500円(材料費込み)

●講師：萩野センター職員

●定員：10人(申込み順)

▽和紙折り紙教室

●日時：毎月第2・第4水曜日 午後1時〜3時

●費用：1回800円(材料費)

●日時：9月から令和2年1月までの土曜・日曜日、祝日 午前9時〜午後5時(内容により異なる)

※日程は、お問い合わせください。

●講師：介護福祉士など

●対象：介護の業務に従事しようとする方や介護に関心があり、知識・技術などを身に付けたい方

●定員：18人(申込み順)

●費用：7万9980円(テキスト代含む)

●申込み・問合せ：五日市センター1、医療法人財団 暁 あきる野病院(☎550・6102)

●東京福祉人材センターが行う「介護職員初任者研修資格取得支援事業(東京都の委託事業)」を利用することで資格取得受講料が無料(交通費等は自己負担)になります。

※事業の詳しい内容や、申込み方法は、東京都福祉人材センターホームページ(<http://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikaku.html#shikaku>)をご確認ください(先着18人まで)。

ひきこもり相談窓口を 変更しました



市では、ひきこもりの方を抱える家族、本人からの相談を受けし、必要に応じて、東京都ひきこもりサポートネット(☎0120・529・528)におつなぎしています。

今年度から、相談窓口を生涯学習推進課から生活福祉課に変更しました。

▽問合せ 生活福祉課庶務計画係(直通558・1927)

高齢者虐待の相談窓口

高齢者虐待に気づいたときは、相談窓口へ通報してください。速やかな通報が、高齢者虐待の早期発見・早期対応につながります。通報者の秘密は守られ、匿名での通報も可能です。また、相談窓口では高齢者虐待の相談全般に対応しています。相談していただく。

▽相談窓口 高齢者支援課高齢者支援係、東部高齢者はつらつセンター(☎559・1320)、中部高齢者はつらつセンター(☎550・6101)、五日市はつらつセンター(☎569・8108)

ハチにご注意ください



ハチの活動が活発な時期になりました。ハチの巣が多く作られています。ハチによる被害も発生しています。知らずに巣を刺激してしまうと大変危険です。ハチの巣ができやすい場所では特にご注意ください。

▽巣ができやすい場所 軒下、雨戸の戸袋、エアコンの室外機、換気扇のダクト内や庭木(葉の密集した木)、朽ちた木

▽巣の形

- スズメバチ：始めはとっくりのような形で、その後丸いボールのような形になり模様はマール状が多い。出入り口は1つ。
- アシナガバチなど：穴がいくつもあいている。

▽巣の駆除

- 個人で駆除する場合：市で防護服の貸出しを行っています。
- 駆除業者に依頼する場合：職業別電話帳の「消毒業」の業者などにご相談ください。

※市では、ハチの巣の駆除を行っています。

▽害虫(ハチなど)駆除の無料相談 東京都ベストコントロール協会(☎03・3254・0014)

※公園や公共施設などにあるハチの巣の駆除は、市の担当課に連絡してください。

▽問合せ 生活環境課生活環境係